

## 第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

社会経済情勢及び本県の環境について、その現況と今後の展望や課題を提示する。

# 1 社会経済情勢の変化

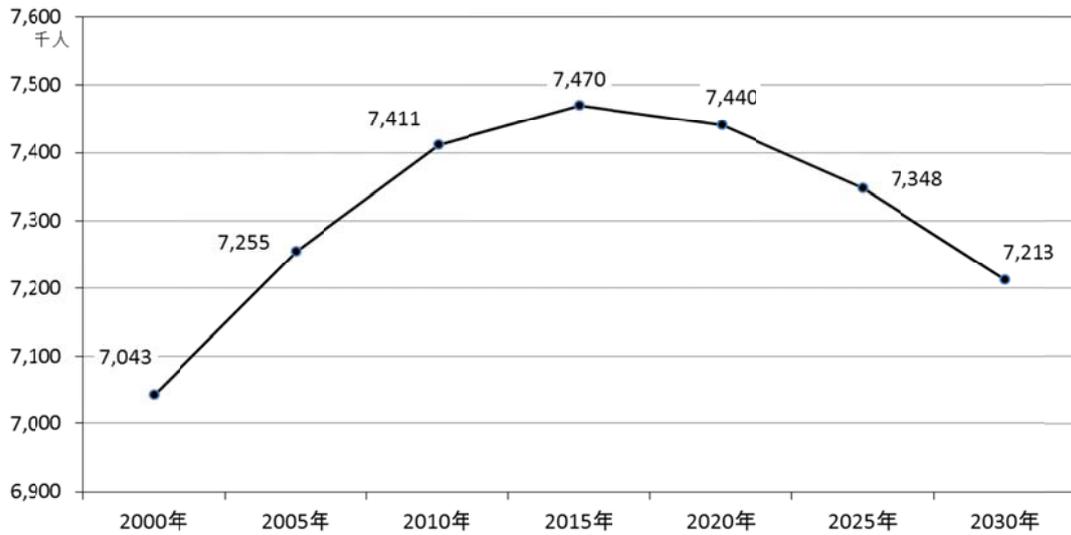
## (1) 人口減少・超高齢社会の進行

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）の 747 万人をピークに減少に転じ、平成 32 年（2020 年）には 744 万人、平成 42 年（2030 年）には 721 万 3 千人にまで減少すると見込まれています。
- 平成 42 年（2030 年）の年少人口（0～14 歳）は 83 万 5 千人に、生産年齢人口（15～64 歳）は 438 万 3 千人になると見込まれており、これは平成 22 年（2010 年）と比較してそれぞれ 23 万 1 千人、45 万 6 千人の大幅な減少となります。  
一方、老年人口（65 歳以上）は、平成 22 年（2010 年）の 150 万 6 千人から、平成 42 年（2030 年）には約 33% 増えて 199 万 5 千人となり、高齢化率は 27.7% になると見込まれています。
- 世帯数については、高齢者の増加に加え、現在の未婚化の傾向が変わらなければ、今後、単独世帯数が増加することが見込まれています。

### [課題]

- ◆ 家庭におけるエネルギー消費量を見ると、世帯においては給湯設備や電気製品を共同で使用するが多いため、世帯を構成する人数が少ないほど、1 人当たりのエネルギー消費量は増加する傾向があります。また、家庭ごみも、世帯人数に影響を受けず世帯として消費されるものが多いため、世帯の構成人数が少なくなるほど 1 人当たりの家庭ごみの排出量は増加する傾向があります。
- ◆ このため、世帯の少人数化が進展することにより、1 人当たりで見たエネルギー消費量や家庭ごみ排出量が増加することが懸念され、人口が減少しても環境負荷の低減に寄与しない可能性があります。
- ◆ また、世帯数の増加に伴う居住地の拡散により、自動車利用の拡大などの環境負荷の増大などが予想されることから、その対応が必要です。

## 本県の人口の将来見通し



(国立社会保障・人口問題研究所資料より環境部作成)

## 本県の一般世帯の世帯類型別の将来見通し



(国立社会保障・人口問題研究所資料より環境部作成)

## (2) 地球環境問題に関する国際的な枠組みの構築

- 地球温暖化問題及び生物多様性保全については、国際的な枠組みを設定した条約が発効しています。両条約ともに、近年、新たな国際的枠組みづくりに向けた議論が進められています。

### ア 地球温暖化対策

- 地球温暖化対策については、平成4年(1992年)に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約(気候変動枠組条約)」に基づき、先進国による温室効果ガス排出量を2008~2012年の平均で1990年比5%削減(日本は6%削減)するこ

とを義務づける「京都議定書」が平成 17 年（2005 年）に発効し、我が国や欧州各国を中心に温室効果ガス排出量の削減取組が進められてきました。

- 平成 25 年（2013 年）以降の国際的な枠組みについては、平成 23 年（2011 年）の第 17 回締約国会議（C O P 17）において、すべての締約国が参加する将来の法的な枠組みを平成 27 年（2015 年）までに採択し、平成 32 年（2020 年）から発効されることが合意されています。
- 我が国においては、平成 25 年 5 月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が改正され、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等を内容とする地球温暖化対策計画を策定することとしています。
- 本県においては、平成 24 年 2 月に、今後の本格的な低炭素社会づくりに向けた新たな指針として「あいち地球温暖化防止戦略 2020」を策定しており、温室効果ガス排出を大幅に削減した低炭素社会の実現を目指し、様々な取組を実施しています。

## イ 生物多様性保全

- 生物多様性保全については、平成 4 年（1992 年）に採択された「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」により、多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるように利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分することを目的に、国際的な取り決めなどについて議論が行われてきました。
- 平成 22 年（2010 年）に愛知・名古屋で開催された第 10 回締約国会議（C O P 10）では、今後 10 年間に国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくための世界目標である「戦略計画 2011-2020（愛知目標）」が採択されました。また、その達成に向けた具体的な行動計画として、5 つの戦略目標のもとに、20 の個別目標が定められました。
- 本県においては、平成 25 年 3 月に、「愛知目標」の達成に向けた行動計画として「あいち生物多様性戦略 2020」を策定し、県民や事業者、N P O、行政といった地域の多様な主体が協働して取組を進める本県独自の「あいち方式」により、生態系ネットワーク形成の県内展開を進めています。

### [課題]

- ◆ 環境分野において日本をリードする地域として、地球温暖化対策や生物多様性保全など、地球環境問題に対する取組を積極的に推進していくことが必要です。
- ◆ 温室効果ガス排出量の削減については、目標の達成に向け、一層の取組が必要です。

- ◆ 生物多様性条約の「愛知目標」の達成に向けて、多様な主体の協働による取組を県内に広く展開することが必要です。
- ◆ また、国際社会において環境に関する規制や規格が整備される中、経済活動においても環境対応が求められています。

### (3) 資源制約の強まり

- 我が国のエネルギー自給率は4%程度に過ぎず、原油や天然ガスなどの化石燃料の調達を輸入に頼っています。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、国内の原子力発電所はすべて稼働を停止しており（平成26年4月現在）、エネルギー源における化石燃料への依存度は高まっています。
- 新興国の経済発展によるエネルギー需要の増大などを背景に、近年、原油を始めとする化石燃料の価格は高い水準で推移しています。
- また、希少金属などの天然資源についても同様に、今後、世界規模で資源制約が強まるものと予想されています。

#### [課題]

- ◆ 資源の消費は、地球温暖化や生物多様性等の地球環境問題とも密接に関係しており、枯渇が懸念される天然資源の消費をできる限り低減させた循環型の社会経済構造へと転換していくことが必要です。

### (4) 経済・社会のグリーン化

- 環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会のあり方に変革をもたらしていくという、いわゆる「経済・社会のグリーン化」という考えは、国連環境計画（UNEP）の「グリーン経済（Green Economy）」や経済協力開発機構（OECD）の「グリーン成長（Green Growth）」に見られるように、環境・経済・社会の持続可能性の追求に関する世界の潮流となっています。
- また、消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっていくと見込まれています。

#### [課題]

- ◆ 本県の活発な産業活動は、引き続き本県の発展をけん引していく役割を担うことが期待されますが、省エネルギー、省資源の徹底など環境負荷の一層の低減が求められます。
- ◆ その上で、環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長

がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながるという環境と経済が調和した関係を構築することが必要です。

## (5) 東日本大震災による影響

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋岸の地域はもとより、我が国全体の経済や国民生活に甚大な影響を与え、私たちに豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となるものであることを示しました。
- 東日本大震災では、被災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が原子力発電所の敷地外に拡散、環境汚染を引き起こすという、これまでに経験したことのない事態が発生しました。このことは、県民の暮らしにおいて、環境面での安全・安心が、改めて強く意識されるきっかけとなりました。  
なお、本県では、東日本大震災以降、環境放射能の監視体制を強化して測定していますが、県内における環境中の放射性物質に関する測定値については、異常値は認められていません。
- また、地震と津波による建築物の倒壊に伴って大量の災害廃棄物が発生し、住生活や経済活動の復興にあたって、その適正かつ迅速な処理が課題として浮き彫りとなりました。

### [課題]

- ◆ 環境政策の原点である暮らしの中における環境面での安全・安心の確保に向け、引き続き各種環境施策を実施していくことが必要です。
- ◆ 大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を、日ごろから築いておくことが必要です。

## (6) 愛知万博・COP10の理念・成果の継承

### ア 2005年日本国際博覧会（愛知万博）

- 平成 17 年（2005 年）、史上初めてとなる環境をテーマとした国際博覧会「2005 年日本国際博覧会（愛知万博）」が本県で開催されました。
- 愛知万博では、環境に配慮した会場づくり、環境負荷の少ない交通システムや新エネルギーの導入、企業や県民の自主的な参加による環境への様々な取組が展開され、大きな成功を収めました。
- 愛知万博におけるこうした取組は、未来の持続可能な社会の実現に向けた社会実験と言えるものであり、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮に触れ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高め

られました。

- また、会場外においても、身近な里山の保全、公園や道路の環境美化など、市民団体や企業による様々な環境保全の活動が取り組まれ、県民が自発的に環境保全活動に参加する契機となりました。

#### 【愛知万博における先進的な取組】

- ・環境影響評価法の趣旨を先取りした環境アセスメント
- ・会場エリア内における未来型の資源循環とエネルギー供給システムの実証実験（会場内で発生した生ごみやペットボトルを利用して発電を行い、太陽光発電と合わせてマイクログリッド（小規模電力網）技術により会場内の施設に電力を供給）
- ・「EXPOエコマナー」による来場者の環境行動への参加
- ・パビリオンやモビリティ（会場アクセスや会場内交通）における環境負荷低減の取組

など

## イ 生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）

- 本県では、「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」開催を愛知万博の理念と成果を発展させるための事業として位置付け、名古屋市や経済界などとともに誘致活動を行った結果、平成 22 年（2010 年）10 月、COP10 が愛知・名古屋で開催されました。
- 本県は、COP10 開催にあたり、名古屋市や経済界などと支援実行委員会を設立し、快適に会議が開催できるよう支援するとともに、会議会場の隣接地や都心部などで様々なイベントを開催し、生物多様性の理解を深め、県民や事業者、行政など主体間の交流を促進させてきました。
- また、本県独自の取組として、COP10 開催に合わせて、将来を担う青年や子ども、そして自治体による国際会議などを開催し、世界に向けてメッセージを発信しました。さらに、COP10 の開催前や会期中において、県民参加による植樹やキャラバンセミナーなどの様々なイベントを県内の各地で展開しました。
- このような取組を通じて、県民の環境に対する関心・意識を一層高めることにつながっただけでなく、COP10 の開催地、そして「名古屋議定書」、「愛知目標（愛知ターゲット）」の誕生の地として、生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として、世界に名を広める契機となりました。

#### [課題]

- ◆ こうした愛知万博とCOP10の理念と成果を継承・具体化していくことが、本県の大きな役割となっています。

## (7)「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催

- 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ、教育が重要であることから、持続可能な開発のための教育に関する取組が、我が国を始め世界各地で進められています。
- 国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が主導する「国連ESDの10年（平成17年（2005年）～平成26年（2014年）」の締めくくりとして、平成26年11月、ユネスコ及び日本政府が主催する「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）に関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、愛知・名古屋において開催されます。

### [課題]

- ◆ この会議を契機として、持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくことが必要です。